

| | 新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）-9月25日- | 検討すべき論点 |
|---------------|--|--|
| <p>早期是正段階</p> | <p>5. 早期是正スキームの方向性</p> <p>再生段階にまで至ると、住民生活に多大な影響が生じ、問題が深刻化するとともに、再生するまでに長期の取組が必要となることから、以下を踏まえ、より早い段階から財政の健全化を図っていくための早期是正スキームを導入すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> この早期是正スキームにおいては、基本的に、地方公共団体の自主的な改善努力を促すことにより財政健全化を実現するものとするべきである。 健全性の基準を下回り、早期是正スキームの対象となる地方公共団体（以下「早期是正対象団体」という）は、速やかにその要因等を分析し、具体的な歳出削減措置や歳入確保措置等を内容とする財政健全化計画を策定した上で、これを住民に公表するとともに、国・都道府県に報告することとするべきである。 財政健全化計画を策定した団体は、毎年度、又は必要に応じ随時計画の実施状況を公表するとともに、国・都道府県に報告することとするべきである。 早期是正対象団体において実効性のある財政健全化計画が策定されるための国・都道府県の関与のあり方としては、あくまでも地方公共団体の自主的な努力を促すようなものを原則とするべきである。 早期是正対象団体における財政運営上の課題をよりの確に把握するため、外部監査の充実など、監査機能の強化について検討すべきである。 | <ol style="list-style-type: none"> ①早期是正対象団体となる基準の財政悪化の程度のイメージはどのようなものとするか。 ②財政健全化計画は、基準に該当すれば法律上策定を義務付けることとするか。 ③財政健全化計画の内容として求める目標、記載事項はどのようなものとするべきか。 ④財政健全化計画の計画期間についてどう考えるべきか。 ⑤財政健全化計画の策定手続をどうするか。長が作成し、議会の議決を経ることとするか。 ⑥財政健全化計画の実効性を確保するための方策は、実施状況の公表等のほかにどのようなものが考えられるか。 ⑦早期是正対象団体へ国等の関与が必要となる場合とはどのような場合が考えられるか。その場合、地方公共団体の自主的な努力を促す仕組みとしてどのようなことが考えられるか。 ⑧外部監査の充実など、監査機能の強化について具体的にはどのようなことが考えられるか。 |
| <p>再生段階</p> | <p>6. 新たな再生スキームの課題</p> <p>早期是正対象団体よりさらに財政状況が悪化して、指標が一定の水準を下回るなど、早期是正スキームによる自主的な健全化努力のみでは財政の健全化が困難と思われる地方公共団体（以下「再生対象団体」という）については、自助努力を前提としつつ国・都道府県の関与の下で財政を再生するスキームを導入することとし、以下の点について検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生対象団体の範囲については、早期是正対象団体の基準や内容等を勘案し、検討を進める。 検討にあたっては、3で整理したように、(1)現行の地方行財政制度の基本的枠組みの下で再生が行われる場合と、(2)地方行財政制度の抜本改革（国による事務の義務づけの廃止、地方税の充実、投資的事業に対する財源措置の抜本的な見直し、地方債の自由化等）が進展した下で再生が行われる場合とに分けて検討すべきである。 (1)の場合、再生対象団体が自らの責務を最大限発揮しなければならないが、一方で、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持する必要があるため、再生計画の策定やその実効性の担保のため、国は必要な関与を行うべきである。併せて、国として必要な再生促進策について検討すべきであり、国が再生促進策を講じる場合には、その内容との関連も踏まえて、必要な関与のあり方について検討すべきである。 (2)の場合については、地方行財政制度の抜本改革を前提に、(1)に加え、さらに整備すべき再生ツールの必要性について検討する。その際、債務調整の是非を検討し、その必要性が考えられる場合には、他の地方公共団体への影響、司法の関与のあり方やその対象となる範囲等についても検討課題となる。 | <ol style="list-style-type: none"> ①再生対象団体の基準となる財政悪化の程度のイメージはどのようなものとするか。 ②再生スキームの適用については、当該団体の申出制のままでよいか。義務化すべきか。 ③再生計画にはどのような内容を求めるか。例えば、超過課税等住民の負担を求めることを法定するか。 ④再生計画の目標や期間をどうするか。 ⑤再生計画の策定やその実効性の担保のためには、どのような関与が必要になるのか。（計画内容、その実施状況、計画に反する財政運営の防止措置等への関与のあり方など） ⑥再生促進策としてはどのようなことが考えられるか。 ⑦再生促進策との関連で関与の程度をどのように考えていくか。 ⑧地方行財政制度の抜本改革の進展等とは、どのような条件がそろった状態と考えるか。その際さらに整備すべき再生ツールとして必要なものは何か。 ⑨債務調整についてどう考えるか。他の地方公共団体への影響、司法の関与のあり方やその対象となる範囲等についてどう考えるか。 |

再生対象団体のイメージについて

- 早期是正スキームによる自主的な努力のみでは財政健全化が困難であり、国・都道府県の関与のもとに再生を行う団体とは、どの程度財政悪化した団体を対象とするのが妥当か。

- 地方公共団体が一定の期間内に財政の健全化を行うことが可能である状態のうちに再生対象団体になるような水準を考えるべきではないか。

- 現行制度に比べて早期是正スキームが導入されることを踏まえ、対象団体は限定的に捉えるべきか。
(※再生計画に対する国・都道府県の関与や再生促進策があることも考慮)

早期是正対象団体のイメージについて

○早期是正団体は、早期に財政悪化を防止する観点から、再生対象団体に陥る可能性の高い団体をもれなく対象とするという考え方でよいか。

- ・指標については、中核的なものや補完的なものも含め、財政悪化の状態を早期に把握できるものを複数用いるべきではないか。
- ・上記観点から、フローの赤字指標については、現在、再建法や公営企業再建制度の対象となっていない事業の会計も含め、地方公共団体の潜在的な負担を把握するものとして拡張したものを検討する必要があるのではないか。
- ・また、ストックの指標についても、当該団体の普通会計が直接的に負うものに加え、客観的に負担する蓋然性の高いものも含めて把握するものとして考えるべきではないか。

○指標の具体的な水準設定に当たっては、以下の点に留意すべきではないか。

- ・早期是正対象団体は、再生段階に至らぬよう予防的な措置を求めるものであること。
- ・国・都道府県の関与は限定的で、あくまで自主的な健全化を促すものであること。
- ・対象団体となれば、地方公共団体は、議会の議決を経て、具体的な財政健全化計画の策定・公表やそのフォローアップをしなければならないこととなること。

早期是正団体における財政健全化計画の策定義務化

○透明で明確なルールに基づく早期の財政健全化を促すため、財政健全化計画は、早期是正の基準に該当する地方公共団体について、法律上策定を義務付けることとするか。

○その際、どのような点に留意すべきか。

早期是正団体の財政健全化計画の策定と議会の議決

○財政健全化計画は、長が策定し、議会の議決を経ることとすべきか。

○国や都道府県の関与によるのではなく、自主的に財政健全化を行うという団体意志を明確にする上でも、また、長が財政健全化計画に基づいた予算編成を行うことを担保する上でも、財政健全化計画に議会の議決が必要なのではないか。

(参考) 計画の策定等に際し、議会の議決を要件としている事例

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第二条 略

2・3 略

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

5～17 略

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年三月三十一日法律第十五号）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2～6 略

○国土利用計画法（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）

（都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4～9 略

（市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即するものでなければならない。

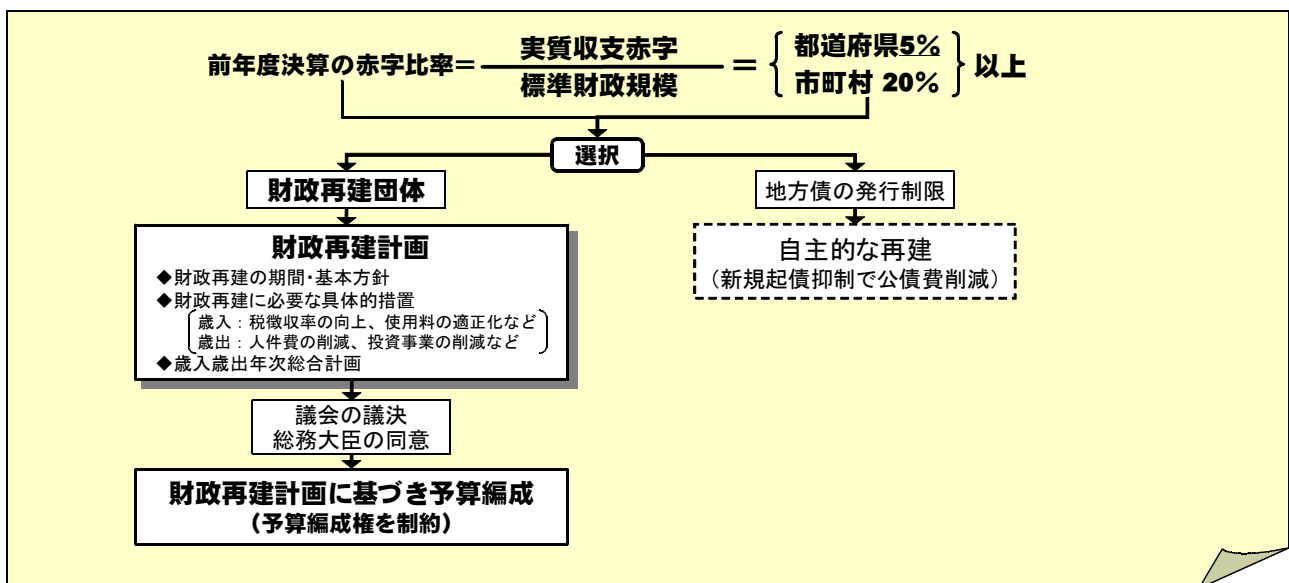
3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4～7 略

再生スキームの適用のあり方

○現行の再建法は、一定の赤字比率に達した場合は同法による再建を申し出なければ建設地方債が制限されるものの、財政再建を申し出るかどうかは最終的には地方公共団体の意志によるものとなっている。

(参考：立法当時の考え方)



○しかし、早期是正段階があるにもかかわらず、財政悪化が防止できないまま再生対象団体の基準に該当した地方公共団体においては、そのまま当該団体の自主的な財政運営に任せると、当該団体住民への基礎的な行政サービスにも支障が及びかねないほか、地方公共団体全体に対する信頼も損なわれる事態ともなりかねないのではないかと懸念される。

○このようなことを防止する観点からは、新しい再生法制では、再生対象団体においては、再生計画の策定や再生計画の国への協議・同意等を義務づけるスキームもあり得ると考えるか。

○他方、地方分権や地方自治の観点から、再生スキームの適用は、現行再建法における再建と同様に、地方公共団体自らの申出制とすることとすべきか。